

第 14 次労働災害防止計画に係る奈良労働局における推進計画

～事業場、労働者の自発的な安全衛生活動の推進、定着を目指して～

1 計画の基本的な考え方

本推進計画は、厚生労働省における労働災害防止 5 か年計画である「第 14 次労働災害防止計画」の策定に伴い、当局管内における労働災害発生状況や労働者を取り巻く健康状況等を踏まえ、当局における労働災害を減少させる計画目標の策定、重点的に取り組むべき対象、講ずべき重点的な施策の内容等を示すことにより、当局における計画目標の達成に向けて、効果的・効率的な行政推進に資することを目的とする。

なお、事業場における労働者の安全衛生確保義務はもとより事業者が負うものであるが、高い安全衛生意識を保ち効率的な安全衛生体制を構築するためには、労働者の協力を得て自主的な取り組みのもと対策を講じることが重要であり、自発的な安全衛生活動の推進が図られるよう、安全衛生委員会の活性化や安全衛生教育等を通じて、職場の安全衛生意識の高揚を図るものとする。

また、計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行い、その結果、必要に応じ本推進計画の見直しを検討する。

2 奈良労働局管内の労働災害等の現状

当局における第 13 次労働災害防止期間中の休業 4 日以上労働災害発生状況は、死亡災害においては第 13 次労働災害防止期間の最終年である 2022 年に過去最少を大きく更新するなど、中長期的な面からも減少傾向にある反面、死傷災害においては新型コロナウイルス感染症の爆発的な感染拡大により大幅な増加となったとともに、同感染を除いた場合においても増減を繰り返し、死傷者数の減少は停滞していると言える。

業種別の死傷者数は、建設業と林業で減少している一方、小売業と社会福祉施設で増加となり、製造業と陸上貨物運送事業は横ばいの状態である。

社会福祉施設で大幅な増加となった最大の要因は新型コロナウイルス感染症によるものであるが、同感染症を除いての要因としては就労人口が平成 29 年と比較してほぼ倍増していることが考えられる。

また、事故の型別では転倒や動作の反動といった行動災害の占める割合が高くなってきている。

奈良県内における労働者の健康をめぐる状況については、定期健康診断における有所見率は年々増加し、2021 年において何らかの所見を有する労働者は健康診断実施者の 6 割となった。

3 管内の安全衛生を取り巻く現状と方向性

(1) 労働災害の抑制対策

安全で健康に配慮された職場の形成には、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者はもとより、一人ひとりの労働者が安全衛生意識を高く持つことが重要である。

近年の労働災害の減少は停滞しており、中小企業を中心に安全衛生教育の充実や安全衛生委員会等の活動の活性化を図り、職場全体の安全衛生に関する認識と機運を高めるよう安全衛生対策の推進に努める。

製造業における死傷者数は、中長期的には減少していたが、第 13 次労働災害防止期間に入り減少傾向は停滞しており、はさまれ・巻き込まれといった従来型の災害が多いことから、リスクアセスメントによる危険の認識と不安全状態の積極的な解消が必要である。

また、陸上貨物運送事業においては荷役作業中の災害が多く発生しているが、荷主の理解と協力が重要であり、荷主に対する「荷役作業における安全ガイドライン」の周知を一層推進する必要がある。

第三次産業においては安全衛生教育や災害防止についての認識が低い事業場も多くみられ、特に転倒や腰痛といった行動災害においては、個人の特性や一過性の事案と考えられている事案が多いことが想定されることから、問題点の洗い出しについて再度取り組む必要がある。

(2) 労働者の健康確保対策

奈良県における定期健康診断において何らかの所見を有する労働者の割合は、平成 10 年に全国平均を上回るとともに、平成 24 年以降は増加をたどり現在の有所見率は 6 割を超え、とりわけ、血中脂質や血圧といった生活習慣病に関係する検査項目において高い有所見率を示している。

また、「脳・心臓疾患」「心理的負荷による精神障害」の労災補償請求も後を絶たず、過重労働対策、メンタルヘルス対策の一層の推進が求められる。

これらの課題に対しては、個別の指導、集団指導等によるほか、奈良産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターの利用促進や連携を強め、労働者の健康確保対策の推進を図ることが重要である。

(3) 化学物質等による健康障害防止対策

化学物質の性状に関連の強い労働災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）は全国で年間約 500 件発生しており、特定化学物質障害予防規則等による個別規制の対象外となっている物質による労働災害が、これら化学物質による労働災害全体の 8 割を占めている。一方で、事業場の化学物質対策の取組状況について、危険性又は有害性等を有するとされる化学物質全てについて、

ラベル表示、SDS交付、リスクアセスメントを実施している割合が、令和3年において、それぞれ69.9%、77.9%、66.2%となっている。

個別規制の対象外となっている危険性又は有害性等を有する化学物質に対する自律的管理規制について今後施行を迎えるが、奈良県においては中小零細事業者が多く、奈良産業保健総合支援センター等の関係団体と連携した計画的な集団指導や個別指導等により、その定着に向けて特に丁寧な対応が必要である。

2030年頃に国内での石綿使用建築物の解体がピークを迎えるとされている中、建築物等の解体・改修工事において、更なる石綿ばく露防止対策等の確保・推進が必要である。

また、じん肺所見が認められる労働者は減少しているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生しており、「第10次粉じん障害防止総合対策」等に基づく粉じん障害防止対策の推進を図る。

4 計画期間

2023年度から2027年度までの5か年を計画期間とする。

5 計画の目標

国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、以下の各指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

(1) アウトプット指標

本計画においては、次の事項をアウトプット指標として定める。事業者は、後述する計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、これらの指標の達成を目指す。国は、その達成を目指し、当該指標を用いて本計画の進捗状況の把握を行う。

ア 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。
- ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

イ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和2年3月16日付け基安発 0316 第1号。以下「エイジフレンドリーガイドライン」とい

う。)に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組(安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等)を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

ウ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

エ 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(平成25年3月25日付け基発0325第1号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。)に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)の割合を2027年までに45%以上とする。
- ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。
- ・機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。
- ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(平成27年12月7日付け基発1207第3号。以下「伐木等作業の安全ガイドライン」という。)に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

オ 労働者の健康確保対策の推進

- ・年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。
- ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。
- ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- ・使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

カ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・安全データシート(以下「SDS」という。)の交付の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されてい

る化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。

- ・法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

(2) アウトカム指標

事業者がアウトプット指標を達成した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、本計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱う。

なお、アウトカム指標に掲げる数値は、本計画策定時において一定の仮定、推定又は期待の下、試算により算出した目安であり、計画期間中は、従来のように単にその数値比較をして、その達成状況のみを評価するのではなく、当該仮定、推定又は期待が正しいかどうかも含め、アウトプット指標として掲げる事業者の取組がアウトカムにつながっているかどうかを検証する。

ア 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷者数を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
- ・転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。
- ・増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。

イ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・増加が見込まれる60歳代以上の死傷者数を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。

ウ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに労働者全体の平均以下とする。

エ 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。

- ・建設業における2023年から2027年間の死亡者数を、2018年から2022年間の間と比較して15%以上減少させる。
- ・製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
- ・林業における2023年から2027年間の死傷者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、2018年から2022年間の間と比較して5%以上減少させる。

オ 労働者の健康確保対策の推進

- ・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。
- ・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。

カ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発又は火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、5%以上減少させる。
- ・増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率^{*}を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

^{*}※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、労働災害全体としては、少なくとも以下のとおりの結果が期待される。

- ・死亡災害については、2022年と比較して、2027年までに5%以上減少する。
- ・死傷災害については、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して2027年までに減少に転ずる。

6 奈良労働局における計画の重点事項

安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性を踏まえ、以下の項目を重点事項とし、重点事項ごとに具体的な取組を推進する。

- (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- (2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (4) 業種別の労働災害防止対策の推進
- (5) 労働者の健康確保対策の推進
- (6) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

7 奈良労働局における重点施策等

(1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

職場の安全衛生対策の構築及び実践には、労働者の理解と協力が不可欠であり、そのためには事業場の安全衛生に対する姿勢や行動を労働者等に見える形で展開することが重要である。

ア 安全衛生委員会等の活性化

安全衛生委員会等の安全衛生対策審議機関における、審議や活動の後戻りや停滞状況を防ぎ、職場の安全衛生意識の高揚が図られるよう、議事録の確認等による個別の指導を通じて同委員会等の活性化を推進する。

イ 安全衛生教育

労働者の協力を得るためには安全衛生教育は重要であり、リーフレット作成、配布、厚生労働省ホームページ内の教育教材の周知や労働災害防止団体等が行う安全衛生活動の支援を行う等の安全衛生教育の推進を支援する。

ウ ゼロ災運動

労働災害防止団体等に対し「3ヵ月無災害運動」等のゼロ災運動を引き続き実施し、安全衛生活動の機運が醸成されるよう働きかけるとともに、運動推進について連携して周知広報を図る。

(2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

全産業において多発する転倒災害等の行動災害について、労働者個人に起因する出来事や転倒を段差等の危険個所に係る設備安全上の問題のみととらえるのではなく、照明などの作業環境管理や体力維持等の健康づくりなどの労働衛生上の問題といった面からの認識も必要であり、特に、高年齢労働者においては身体機能の低下によるリスクを自覚し、生活習慣の改善や体力維持の必要性を理解することが重要で、これらについてリーフレットの作成等により周知、指導を行い災害防止対策の推進を図る。

また、腰痛災害の防止について、「職場における腰痛予防対策指針」（平成25年6月18日付け基発0618第1号を参考に、作業態様に応じた予防対策の推進に取り組む。

(3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）に基づく安全衛生対策を事業場が講じるようリーフレットを作成し、個別指導や集団指導をはじめとする幅広い機会をとらえて同ガイドライン周知を行うものとする。

なお、高年齢労働者に配慮した職場環境の形成は、その多くが全年齢労働者に対しての労働災害防止対策となることから、事業場全体の問題として取り組むことが有効と考えられる。

(4) 業種別の労働災害防止対策の推進

ア 製造業

「はさまれ・巻き込まれ」といった従来型の労働災害が多く発生しており、職場の安全意識の高揚が重要と考えられ、安全衛生委員会の活性化、リスクアセスメントの定着に向けた指導の強化を図る。

なお、リスクアセスメントの実施にあっては、これまでの事業場の安全衛生活動や安全衛生意識の違いを踏まえつつ推進されるよう、労働者の協力も得ながら問題点の洗い出しを通じて、確実な前進にむけての指導をすすめる。

また、製造業の事業場は、多くの場合に荷主となることから、個別指導等の機会をとらえて「荷役作業における安全ガイドライン」についての周知を一層推進する。

イ 建設業

重篤な災害となる恐れの高い「墜落・転落」災害が多く、工事計画に基づく施工状況の確認を強化する等により、安全衛生計画が実際の施工に確実に反映されるよう個別の建設現場に対する墜落・転落災害防止対策の指導を進める。

また、石綿ばく露防止対策として、建築物石綿含有建材調査者による事前調査の実施（2023年10月1日施行）等の石綿関係法令の周知及び指導を行う。

ウ 陸上貨物運送事業

運搬機械による災害が全体の約25%を占め、「墜落・転落」「動作の反動」といった荷役作業との関係が高い事故の方が多いことから、労働災害防止団体等と連携し「荷役作業における安全ガイドライン」の陸上貨物運送事業者への周知を進めるとともに、荷主に対する同ガイドラインに基づく対応の実施について、荷主関係事業者団体に周知要請を行う。

また、荷役作業において重篤な災害が発生した災害発生現場については、関係事業者に対する安全衛生指導を強化する。

エ 林業

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」等に基づく、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法、保護具の着用、緊急時における連絡

体制等の整備や周知、通信機器の配備、教育訓練等の安全対策の促進についての周知徹底を図る。

(5) 労働者の健康確保対策の推進

ア メンタルヘルス対策

メンタルヘルス不調予防を強化するため、メンタルヘルス指針の定着、ストレスチェックの実施と集団分析の実施率向上が重要であり、一般に健康確保対策が進んでいないと思われる中小規模事業場を中心に、奈良産業保健総合支援センターおよび地域産業保健センターの利用勧奨を強化し、事業場におけるメンタルヘルス対策の推進を図る。

イ 過重労働対策

過重労働による脳・心臓疾患等の健康障害を防止するためには、健康診断の実施と労働時間の的確な把握・管理にも留意した事後措置等の健康管理の徹底、恒常的な長時間労働を発生させない労務管理の推進、長時間労働を行わせた場合における医師による面接指導の実施の徹底を図るとともに、過重労働が疑われる事業者への監督指導の徹底、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知・指導等に、引き続き取り組む。

また、令和6年4月より、時間外労働の上限規制が適用される医師、建設業、自動車運転者等について、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」及び関係法令における改正内容の周知・指導等に取り組む。

ウ 熱中症予防対策

熱中症については、発生が本格的に懸念される梅雨時期を待たず、ゴールデンウィーク明け等の早い時期からリーフレット等を活用し、屋外型産業のみならず、製造業等の屋内産業も含め、また、その指導目的にかかわらず指導することで、発生の未然防止と発生後の的確な救急措置の実施を徹底することとする。

特に、夏季の屋外作業や高温多湿な屋内作業場については、WBGT値の測定とその結果に基づき、休憩の確保や水分・塩分の補給、クールベスタの着用等の必要な措置が取られるよう指導を行う。

エ 騒音障害防止

労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく事業者の取組に係る指導や、測定に関する支援等を行う。

(6) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

令和4年年5月31日に公布された労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等に基づく新たな化学物質規制については、SDSを参考にリスクアセスメントを行う等の自律的な管理を今後の基軸とするものであり、集団指導、個別指導等の機会をとらえて周知、指導を徹底するものとし、特に中小事業者に対しては、リーフレットを用いた説明等の丁寧な対応に努める。

また、石綿による健康障害防止対策として、建築物の解体等に際して建築物石綿含有建材調査者講習修了者等による事前調査の徹底と、調査結果に基づく適正な石綿ばく露対策が講じられるよう周知、指導を徹底する。

さらに、粉じん障害の防止にあつては「第10次粉じん障害防止総合対策」による自主的取り組みの推進を図る。

8 関係省庁、地方自治体、労働災害防止団体及び業界団体等との連携の強化

- ① 事業場における自主的安全衛生活動の気運の醸成、定着、活性化等を支援する奈良県労働基準協会、業種別労働災害防止団体との連携の強化を図るとともに、各種研修会・説明会等の協働の取組も積極的に行うこととする。

また、労働災害防止団体の活動の活性化のための必要な支援の実施についても配慮する。

- ② 奈良産業保健総合支援センター及びその地域窓口である地域産業保健センター等の産業保健機関、日本労働安全衛生コンサルタント会奈良支部、安全衛生教育機関、労働災害防止団体等との連携を図り、事業場に有用な情報の提供、講師等の派遣等、事業場における自主的な安全衛生活動の支援を行う体制づくりに努める。
- ③ 奈良運輸支局、近畿地方整備局、奈良県警察、奈良県及び各市町村等の関係省庁及び地方自治体と密接な連携を図り、交通労働災害防止対策、建設工事災害防止対策及び石綿ばく露防止対策等の対策を推進していく。
- ④ 治療と職業生活の両立支援に対する取組、社会福祉施設に対する取組、熱中症対策、自殺防止対策などは、関係業界団体、奈良県や市町村等との連携が重要であり、対策の推進に当たっては、地方自治体等との協力・連携にも留意する。

9 署における取組

(1) 署版第14次労働災害防止推進計画の策定

ア 管下各労働基準監督署(奈良、葛城、桜井、大淀)においては、14次防及び本推進計画に基づき、管内情勢に適応した署版第14次労働災害防止推進計画(以下「署推進計画」という。)を策定し、計画的、効果的、かつ効率的な労働災害防止対策を推進すること。

イ 署推進計画における目標については、本推進計画 3 に定めている目標に沿った樹立を基本とするが、数値目標など災害発生件数が少なく、数値目標の設定が困難で評価が出来ない場合など、管内状況等によっては設定しなくても差し支えないものとする。

(2) 計画の評価

ア 本省においては、毎年、計画に基づく対策の実施状況及び得られた成果について、評価、検証を行い労働政策審議会安全衛生分科会に報告することを予定しており、当局においても対策の実施、成果を把握のうえ本省へ報告することとしているので、各署においてもそれを念頭に推進計画の進捗状況等を把握することとする。

イ 目標達成状況や重点事項の進捗状況等を評価・検証した結果に応じ、必要な場合は、署推進計画の内容、取組時期、取組対象等について、適宜見直しを行うこととする。